

「個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案」及び「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する告示案」の概要

1. 改正の概要

令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）から、個人向け国債の販売対象を、個人に加え、一部の法人又は団体に拡大することを予定しています。

今般の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、資金運用に関する制約（元本確保に対するニーズ等）や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等に対して、個人向け国債の購入を可能にするものです。

こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当と考えています。

かかる考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、金融商品取引法第2条第31項に規定する「特定投資家」に該当しない「一般投資家」である法人又は団体とします。

これに伴い、個人向け国債の定義を規定する「個人向け国債の発行等に関する省令」（以下、「省令」）第2条の改正を行うこととします。

また、法人又は団体が個人向け国債を保有した場合における中途換金の特例に係る事項を規定するため、省令第7条の改正を行うこととします。

加えて、個人向け国債の譲渡可能先を規定する「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件」の改正を行うこととします。

2. 施行期日（予定）

省令は令和8年12月1日から施行、告示は令和9年1月15日から適用します。